

平成27年度

道路維持管理計画書

国土交通省 関東地方整備局
常陸河川国道事務所

目次

1. 管理方針	2
2. 管理計画	4
(1) 目的	4
(2) 管理路線	4
(3) 管理概要図	5
(4) 管理施設 概要	5
3. 日常管理	7
(1) 道路巡回	7
(2) 道路清掃	7
(3) 除草	8
(4) 剪定	9
(5) 応急処理等	10
(6) 設備点検	10
(7) 除雪	11
4. 老朽化対策	12
(1) 点検・補修	12
5. その他	12
(1) 冠水対策	12
(2) 窓口業務	12
(3) その他	13
(4) 問い合わせ先	14

管理方針

(1) 道路維持管理の現状と課題

関東地方整備局は、関東地方の1都8県（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県）の延長約2,407kmの一般国道及び高速自動車国道を管理しています。

首都圏を抱える関東地方は、国土面積の約13%ながら、総人口の約36%、GDPの約40%が集中する産業・経済・文化の集積地域となっており、その中で国道は、①経済・社会活動の基盤としての中核的な交通インフラとしての機能、②国際物流や都県を越える人流、物流を担うなど、広域的な交通を確保する機能、③災害時や降雪・豪雪等の異常気象時においても可能な限り交通を安定的に確保又は定時性を保持し、幹線道路交通の信頼性を確保する機能、④都市内の空間を形成し、防災上や環境上も重要な影響を与えるなど、空間を形成する機能などを有するなど、重要な役割を果たしています。

この重要な国道については、道路の機能を保つため日々パトロールなどの点検作業や、損傷に対する補修作業などを行っておりますが、橋梁、トンネルなどの道路構造物の老朽化が進み、損傷などの不具合が発生しており、今後、補修・更新に要する費用や日常の維持管理に要する経費が増大することが予想され、今後の道路維持管理の重要性が改めて認識されてきています。

このような状況において、今後も効率的な日常管理や補修等が求められており、時代の変化に対応した国民のニーズの把握を行い、今後さらなるコスト削減を図り、効率的・効果的な道路維持管理を行っていく必要があります。

(2) 道路維持管理の基本方針

1) 道路維持管理の方向性

限られた道路維持管理予算、地域の実情や路線特性に応じて、安全・安心な道路環境の確保する事を基本とした維持管理を実施します。

2) 計画的な維持管理

道路施設のライフサイクルコストの削減等を図るために、将来に渡り安全で安心な道路サービスを提供するため、定期的に道路施設の状態を点検し、劣化や損傷等を早期に処置をすることにより、道路施設の長寿命化を図る等、計画的な維持管理を実施します。

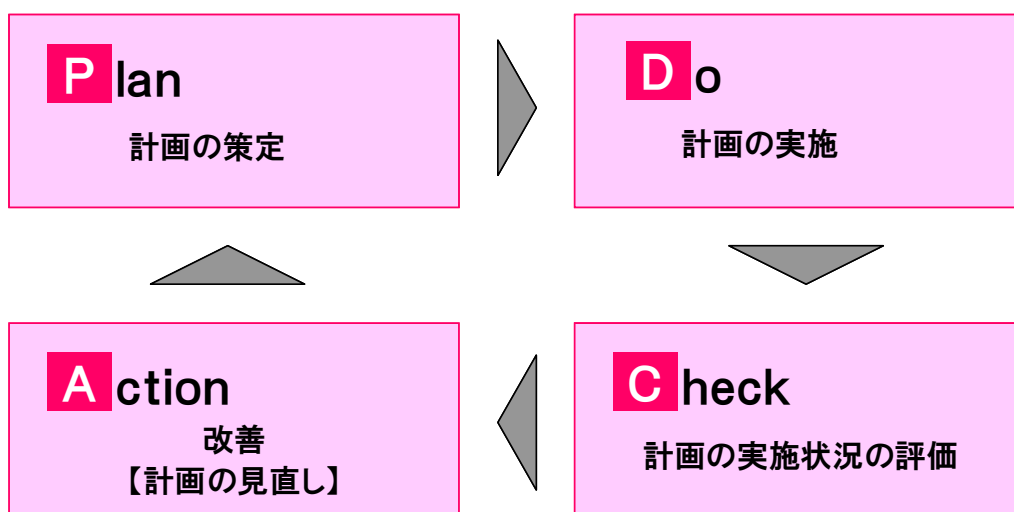
3) 執行管理のあり方

地域の実情や路線特性に応じた安全・安心な道路環境を確保するための道

路維持管理に関する実施方針として策定した「維持管理計画」に基づき、維持管理を実施します。

平成27年度に実施した内容について、把握・分析・評価を行い、計画の改善を行う事により、次年度の計画に反映させるマネジメントサイクルに取り組みます。

- Plan（計画） …「道路維持管理計画」を策定します。
- Do（実施） …「道路維持管理計画」に沿って適切な管理を実施します。
- Check（評価） …維持管理の実施状況の把握・分析・評価を行います。
- Action（改善） …執行管理（分析・評価）を基に、計画を改善します。



※PDCAサイクル:「計画策定(Plan)、施策・事業の実施(Do)、点検・評価(Check)、施策の見直し(Action)」

2. 管理計画

(1) 目的

交通・沿道状況や気象条件など路線毎に異なる特性を捉え、維持管理コストの縮減を図り、一般交通に支障をきたさないよう道路を常時良好な状態に保ち、道路利用者などに対して安全で円滑な交通を確保し、適切な管理水準による効率的な維持管理を行います。

本維持管理計画に基づき、適切かつ効率的に道路管理を実施し、各種管理データや道路利用者等の意見・要望から課題等を把握します。その課題に対する検証を行い、計画の改善を図りつつ、適切に道路管理を行ってまいります。

(2) 管理路線

1) 管理路線

当事務所では、茨城県内の国道6号、50号、51号を、水戸国道・土浦国道・日立国道・岩瀬国道・鹿嶋国道の5つの出張所で道路の維持管理を行っております。各出張所の管理区間は、下表のとおりです。

担 当 出張所	路線名	延長 (k m)		管理区間
水戸国道 出張所	6号	33.574	75.678	起点 茨城県東茨城郡茨城町小幡 終点 茨城県那珂郡東海村石神外宿
	50号	24.728		起点 茨城県水戸市杉崎 終点 茨城県水戸市三の丸一丁目
	51号	17.376		起点 茨城県東茨城郡大洗町成田町 終点 茨城県水戸市三の丸一丁目
土浦国道 出張所	6号	59.021	59.021	起点 千葉県我孫子市青山 終点 茨城県小美玉市西郷地
日立国道 出張所	6号	52.678	52.678	起点 茨城県那珂郡東海村石神外宿 終点 茨城県北茨城市平潟町
岩瀬国道 出張所	50号	51.829	51.829	起点 茨城県結城市小田林 終点 茨城県笠間市小原
鹿嶋国道 出張所	51号	55.516	55.516	起点 茨城県稲敷市西代 終点 茨城県鉾田市上釜
総合計		294.722		

(3) 管理概要図



交通量：平成22年度道路交通センサス

(4) 管理施設 概要

- ・橋梁 計257橋



〈大利根橋〉
(国道6号利根川渡河部)

・立体施設

アンダーパス 1箇所



〈千波立体〉
(国道50号BP 水戸市千波町)

地下横断歩道 計8箇所



〈笠原地下歩道〉
(国道50号水戸市千波町)

・横断歩道橋 計131箇所



〈酒門第一歩道橋〉
(国道6号 水戸市酒門町)

・道路照明 計4,899箇所



(国道6号 取手市新町2丁目)

・道路標識 計4,302箇所



(国道50号 筑西市岡芹)

・情報管理施設

道路情報板 計39箇所



〈元吉田情報板〉
(国道50号 水戸市元吉田町)

CCTV 計40基



〈稲村橋 CCTV〉
(国道6号 高萩市安良川)

3. 日常管理

(1) 道路巡回

1) 目的

道路巡回は、路面や路肩・路側、法面の状況、交通安全施設等の道路附属物や橋梁等の道路構造物の状況を点検するとともに、道路工事・占用工事の工事状況や交通の状況の把握、不法占用・不正使用の把握を目的に道路巡回を行います。



〈道路巡回〉

2) 実施方針及び頻度

- ・通常巡回は、車道、歩道路面など異状箇所確認のため、原則として2日に1回道路巡回により実施します。
- ・定期巡回は、橋梁などの道路施設の異状箇所の状況確認のため、1回/年(各施設)実施します。
- ・異常時巡回は、台風などの異常気象及び地震発生時等に、道路施設の被災状況、通行可能等の確認のため適宜実施します。

(2) 道路清掃

1) 目的

道路清掃は、通行車両や歩行者等の安全な通行を確保するため、通行に支障となる車道及び歩道上の土砂や落葉の堆積物等を除去するために清掃を行うものです。

2) 実施方針及び頻度

・路面清掃

路肩付近の土砂や落葉等を除去することにより、交通事故防止・沿道環境の保全等を図ることを目的に車道路肩部の清掃を実施します。路面清掃は以下を目安としますが、路面の状況等に応じた適切な頻度で実施します。

○6回/年

DID(人口集中地区) ※1

○1回/年

DID(人口集中地区) 以外

※1 DID(人口集中地区) : 人口密度が4,000人/km²以上の基本単位が互いに隣接して、人口5,000人以上となる地区に設定されます。



清掃前



作業状況
〈路面清掃〉



清掃後

・歩道清掃

ケヤキ、イチョウの落葉などの除去のために歩道部の清掃を実施します。歩道清掃は以下を目安としますが、路面の状況等に応じた適切な頻度で実施します。

(人力清掃)

路線	歩道清掃箇所	清掃回数	備考
	地点	(回/年)	
国道6号	ひたちなか市内の一部	1	
国道50号	水戸市内の一部	1	
国道6号	土浦市荒川沖の一部	1	
国道6号	日立市内の一部	1	



清掃前



作業状況
〈歩道清掃〉



清掃後

・排水構造物清掃

排水系統、流末の処理能力などの確保するために、排水施設に堆積している土砂を除去します。

(3) 除草

1) 目的

法面や中央分離帯等の雑草の繁茂により建築限界内に障害が発生することを防止するとともに、通行車両からの視認性を確保するために、除草を行うものです。

2) 実施方針及び頻度

道路巡回などにより繁茂状況を確認した上で、以下の繁茂状況を確認し、適宜実施します。

- ・ 建築限界内の通行の安全確保ができない場合
- ・ 運転者から歩行者や交通安全施設等の視認性が確保できない場合



除草前

作業状況
〈除草〉

除草後

3) 防草対策

通行の安全や景観などを考慮し、雑草の繁茂を防止する必要がある箇所において、防草対策を実施します。



対策前

作業状況
〈防草対策〉

対策後

(4) 剪定

1) 目的

植樹帯及び中央分離帯等の植栽の繁茂により建築限界内に障害が発生することを防ぐとともに、通行車両からの視認性の確保、植栽の適切な管理等のため、剪定を行います。

2) 実施方針及び頻度

植樹帯及び中央分離帯などに植栽している高木や低木などについて、樹種等に応じて剪定時期を設定し植栽管理を行います。

主な樹種毎の剪定は以下を基本としますが、樹種による生長速度の違いや樹木の配置等を踏まえ、適切な頻度で実施します。

路線	樹種	高・低木・寄植	回数	備考
国道51号	タブノキ	高木	1回/3年	
国道6号他	オオムラサキツツジ	寄植	1回/年	



剪定前



作業状況
〈高木剪定〉



剪定後

(5) 応急処理等

1) 目的

道路巡回や通報などにより発見、確認された交通の安全確保など道路管理上、緊急的に措置が必要なものについて、応急的に処理（補修）を行います。

2) 実施方針

路面異状（ポットホール、段差など）処理（補修）、落下物回収及び交通事故などの路面油処理などを迅速かつ適切に行います。



補修前



作業状況



補修後

〈応急処理（ポットホール補修）〉

(6) 設備点検

1) 目的

道路管理を行う上で重要な道路管理施設（道路情報板、道路排水設備（ポンプ）、CCTV、通信設備等）について、点検により健全度を把握するとともに、適切に作動するように管理します。



〈設備点検（CCTV）〉



〈設備点検（通信設備）〉

(7) 除雪

1) 目的

安全で円滑な冬期の道路交通を確保するため、車道除雪、歩道除雪、凍結防止剤散布などを行います。

2) 実施方針

・車道除雪

5～10cm程度の降雪量を目安として、気象条件、交通状況等を勘案し、道路交通に支障をきたすおそれがある場合に実施します。

・歩道除雪

歩行者の通行に支障をきたすおそれがある場合で、公共施設や駅周辺など通行の多い箇所を優先的に実施します。

・凍結防止剤散布

路面の凍結が発生しやすく、安全な通行に与える影響が大きい区間を対象として、路面凍結が予想される場合に凍結防止剤の散布を実施します。



〈車道除雪〉



〈歩道除雪〉



〈凍結防止剤散布〉

4. 老朽化対策

(1) 点検・補修

①橋梁点検

管内257橋について5年に1回の「定期点検」を実施しています。(H27については6号水戸大橋、51号北利根橋など87橋予定)また、あわせて桁下が道路や鉄道等となっている橋梁については、コンクリート片の落下被害の防止を目的とし、点検ハンマーを用いた打音検査による「第三者被害予防措置点検」を実施しています。

②のり面

当事務所管内におけるのり面等の点検は、災害の未然防止を図るため、防災カルテを作成し、現地点検を行います。

③橋梁補修

橋梁定期点検結果に基づいて策定している、橋梁ごとの次回の点検、修繕、架け替え等の時期を明示した長寿命化修繕計画に沿った、計画的な橋梁の補修を実施します。

④道路附属物等

大型カルバート、横断歩道橋、標識、照明等の道路附属物等について、各々の点検要領に基づき点検を行い、変状を早期に発見し、沿道や道路利用者及び第三者被害の恐れのある事故を防止するための必要な措置を講じること、安全かつ円滑な道路交通の確保を図ります。



〈橋梁点検〉

5. その他

(1) 冠水対策

近年の局地的に発生する異常な集中豪雨(いわゆるゲリラ豪雨)に対して、安全・円滑な交通を確保するため、アンダーパス部を対象に下記の対策を実施しています。

- ①異常豪雨時の走行注意を促す注意喚起の標識類設置
- ②冠水情報を提供する電光標示板の設置
- ③警報装置、監視装置の設置・点検
- ④パトロールの強化(時間雨量で30mm以上の場合、緊急パトロール実施)

(2) 窓口業務

国道事務所及び出張所は、管理区間の道路において道路関係法令に基づき提出される各種申請書の受付手続きを行うとともに、道路利用者にとって、安全かつ良好な状況(構造)を維持するために、審査及び実施状況の確認を行い、

適正な道路管理を行います。

- ・道路に関する工事の承認に関する事務（道路法第24条）
道路管理者以外の者が行う道路工事（自動車乗り入れのための歩道切り下げ工事、宅地造成等に伴う道路法面の切取り工事等）の承認業務
- ・道路の占用に関する事務（道路法第32条）
道路上に、道路管理者以外の者が電柱、広告看板その他これらに類する工作物、ガス管、上下水道管その他これらに類する施設を設置したりする場合に必要な許可業務。又は、露店、商品置き場、その他これらに類する不許可施設の適正化指導業務
- ・道路損傷に関する業務（道路法第22・58条）
附属物（ガードレール、標識、植栽等）、路面等の損傷や道路を油脂類、汚濁物等により汚損された場合等の原因者による原状回復、費用負担命令等に関する業務
- ・特殊車両に対する規制（道路法第47条）
特殊車両の通行許可申請受付、審査、指導及び取締りに関する業務

(3) その他

- ・道の相談室
道路に関する相談（通報・問合せ・意見等）をインターネット、FAX等で受け付け、各道路管理者と連携し、解決に向けて対応を行います。
TEL 048-600-4970（平日9:30～17:00）
FAX 048-600-3737（24時間受付）
URL <https://www.ktr.mlit.go.jp/honkyoku/road/michi/form/index.html>
（24時間受付）
- ・道路緊急ダイヤル
人や車の安全な通行を妨げる「道路の穴ぼこ」「路肩の崩壊」「倒木」「落石」などの道路の異状を道路管理者に直接緊急通報することが出来る短縮ダイヤルです。
道路利用者が道路の異状を発見した場合には、携帯電話などから『#9910』（24時間受付）をダイヤルし、道路の種別番号を音声にしたがい入力することにより、各高速道路株式会社や各都県代表国道事務所に直接緊急通報することができます。
通報を受けた内容は、各道路管理者や警察などの関係機関と連携し、迅速に対応を行います。
- ・交通規制情報
道路利用者に対して利便性の向上を図るため、関東甲信地域の高速道路、国道、一般道に関する規制情報（気象・災害・工事・事故・イベント等による）を提供しています。

URL <http://www.road.ktr.mlit.go.jp/>

・ホームページ

常陸河川国道事務所 URL <http://www.ktr.mlit.go.jp/hitachi>

関東地方整備局 URL <http://www.ktr.mlit.go.jp/>

(4) 問い合わせ先

常陸河川国道事務所 電話番号 029-240-4073 (道路管理第二課直通)